

2023年12月26日
一般財団法人東京2025世界陸上財団

報道関係各位

一般財団法人東京2025世界陸上財団第6回理事会の開催結果について

一般財団法人東京2025世界陸上財団は、本日、第6回理事会を開催し、当財団の運営に必要な事項について協議し、決議及び報告を行いました。

記

第6回理事会

日 時 : 2023年12月26日 (火) 13時00分～

場 所 : JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室8
東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

内 容 :

(決議事項)

- ・東京2025世界陸上 財政計画（支出）について
→資料1 参照
- ・東京2025世界陸上 財政計画（収入）について
→資料2 参照
- ・東京都と世界陸上財団の基本協定の改定について
→資料3 参照
- ・EOA締結に係る利益相反取引の承認について
- ・EOAの締結について
→資料4 参照
- ・カテゴリリリース契約の締結について
→資料5 参照
- ・スポンサーシップ販売方針の策定について
→資料6 参照

- ・スポンサーシップ販売における企業対応指針の策定について
→資料 7 参照
- ・利害関係者との接触に関する指針の策定について
→資料 8 参照

資料掲載場所

(URL)

<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/board-meeting>

(QRコード)



本プレスに関するお問い合わせ先

一般財団法人東京2025世界陸上財団 広報担当

E-mail : press@WATokyo25.com



東京2025世界陸上公式サイトはこちら

<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25>

東京2025世界陸上競技選手権大会の概要

主催	ワールドアスレティックス（WA、世界陸連）
大会期間	2025年9月13日（土）から21日（日）まで 9日間
会場	国立競技場ほか（マラソン、競歩は都内での実施を予定）
参加選手数	約2,000名
参加国・地域数	約210カ国・地域
種目数	49種目（予定）

WORLD ATHLETICS PARTNERS



一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 6 回 理 事 会
議 事 次 第

日時:2023 年 12 月 26 日(火) 13 時～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室8

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第1号議案 東京 2025 世界陸上 財政計画(支出)について
- ・第2号議案 東京 2025 世界陸上 財政計画(収入)について
- ・第3号議案 東京都と世界陸上財団の基本協定の改定について
- ・第4号議案 EOA 締結に係る利益相反取引の承認について
- ・第5号議案 EOA の締結について
- ・第6号議案 カテゴリーリリース契約の締結について
- ・第7号議案 スポンサーシップ販売方針の策定について
- ・第8号議案 スポンサーシップ販売における企業対応指針の策定について
- ・第9号議案 利害関係者との接触に関する指針の策定について

(2) 報告事項

- ・その他

3 閉 会

第 1 号議案

東京2025世界陸上 財政計画（支出）について

東京2025世界陸上 財政計画（支出）について

- 世界陸上は、200を超える国、地域から2,000名のトップアスリートが集まる、**単一競技の国際大会としては世界最高峰の大会の一つ**である。2025年9月の東京開催は、トップアスリートの熱戦を間近で見ることができ、次代を担う子どもたちに夢と希望を与え、また、東京及び日本の国際的プレゼンスを高める好機である。
- 世界陸上財団は、**多くの人々に夢や希望を届ける、今後の国際スポーツ大会のモデルを示す**という2つのミッションを掲げ、大会開催ビジョン、開催基本計画を策定した。
- 大会開催を契機に、限界に挑戦するトップアスリートの姿を通じて、**スポーツの裾野の拡大や健康増進の意識向上**を図るとともに、**子どもたちの競技観戦や競技体験**を通じて、スポーツを始めるきっかけに繋げていく。心のこもったおもてなしや伝統と革新が織りなす**東京や日本の魅力発信**により、東京及び日本のプレゼンス向上を図る。フェアネスを体現した組織運営やコンパクトで最適化された大会運営を通じて、今後も継続的に開催可能な**国際スポーツ大会のモデル**を示していく。
- 今般こうした大会開催ビジョン、開催基本計画の考え方を具体化するために**必要な経費を計画額として**取りまとめた。今後これを着実に実施し、大会を成功させるとともに、World Athletics（WA）、日本陸連、東京都等関係者とより一層密に連携し、都民、国民の理解、協力を得ながら、大会が**東京・日本の発展につながる契機となるよう、大会開催に向けた準備を着実に進め、未来へ紡ぐレガシーを創出していく。**

サービスレベルの最適化

- 計画額の算定に当たっては、大会運営に必要な事項について、**仕様水準（サービスレベル）を最適化することが重要**である。
- 財団は、本年8月の**ブダペスト大会**において、尾縣会長が小池都知事とともに記者会見を行い、**東京大会の成功とサービスレベルの最適化に向けて、WAと協議していくことを公表**
- WAとの実務的協議を重ね、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できる環境を整えつつ、サービスレベルの適正化、効率化を図り、計画額を取りまとめ



【仮設等】

- ・ 大会開催に当たって必要となる放送施設や電源設備等について、可能な限り既存施設の活用で対応

【輸送等】

- ・ 環境負荷の低減や道路交通への影響を最小限とするため、関係者輸送における乗用車の利用を極力抑え、シャトルバス輸送や公共交通機関の活用で対応

【オペレーション】

- ・ 大会関係者が滞在するホテル等について、エリアを集約し、効率性・利便性を向上させるとともに、宿泊日数等を精査
- ・ CO₂削減やコスト抑制の観点から、物資調達に当たって日本国内調達を優先する対応

【管理・広報】

- ・ ガバナンス確保に向けた対応を含め、適切な大会運営に必要な事務局体制を整備しつつ、情報発信を充実

計画額

（支出）

項目	金額
仮設等	30億円
輸送等	15億円
オペレーション	55億円
管理・広報等	45億円
予備費	5億円
計	150億円

東京2025世界陸上 財政計画（支出）について

項目	金額	主な事業
仮設等	30億円	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設設備 <大会運営のためのオーバーレイ> ・情報設備 <情報システム、通信インフラ、音響／映像機器、IT環境の整備>
輸送等	15億円	<ul style="list-style-type: none"> ・国内輸送 <アスリートをはじめとする大会関係者に対する国内輸送サービスの提供> ・警備 <観客や大会関係者などの安全・安心を確保するための警備の実施>
オペレーション	55億円	<ul style="list-style-type: none"> ・競技関連 <トラック&フィールド競技、マラソン・競歩競技の運営、競技用物品の調達、アスリートに対する賞金の負担、イベントプレゼンテーションの実施に必要な経費の負担> ・会場関連 <競技会場等における観客の案内・誘導、こどもの観戦> ・宿泊・飲食・渡航 <アスリートをはじめとする大会関係者に対する宿泊・飲食・渡航サービスの提供> ・ボランティア <ボランティアの選考・採用、研修の実施> ・医療 <アスリートをはじめとする大会関係者に対する医療サービスの提供、アンチドーピング活動> ・会場等の装飾 <会場などの装飾の計画・実施> ・式典 <開閉会式、メダルセレモニーの実施>
管理・広報等	45億円	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費・管理費 <職員人件費、什器・物品等の調達、環境対策> ・メディア関連 <広報戦略の策定、ウェブサイトやSNS等による情報発信及びPR活動の実施、大会映像作成のために必要な経費の負担> ・大会ロゴの制作 <大会ロゴなどブランド資産の管理、メダルのデザイン制作> ・チケット関連 <チケット販売計画の策定、販売費> ・スポンサー関連 <スポンサーの募集、スポンサーの権利の管理>
予備費	5億円	
計	150億円	

第 2 号議案

東京2025世界陸上 財政計画（収入）について

計画額

（収入）

項目	金額
日本陸連	10億円
協賛金・寄付金	30億円
チケット	30億円
その他	80億円
計	150億円

- 日本陸連は、10億円を負担する。
- 協賛金・寄付金収入については、目標額30億円を設定し、具体的取組を開始する。
- チケット収入については、目標額30億円を設定し、フルスタジアムの実現に向けて取り組む。
- その他については、大会において東京の発展や都民の参画のための取組を行うことを前提に、今後大会経費の更なる精査を行いながら、東京都に支援を要望していくとともに、国による大会への全面的支援を、東京都を通じて要望していく。

1 経緯

■2023年7月4日 第1回理事会決定

○**世界陸上の円滑な開催に向け、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」に基づき、東京都と世界陸上財団は基本協定を締結**

○当該協定に基づき、世界陸上財団は、**ガバナンス確保や大会を通じたレガシーの創出**に向け、東京都のサポートを得て、**契約の確認や基本計画の策定など、連携して取り組んできた。**

■2023年12月26日 第6回理事会

WAと世界陸上財団及び日本陸連が、世界陸上に関する契約（E O A）**及び覚書を締結**することを決議予定。このことにより、契約当事者間において、**サービスレベルや重要事項について協議**することが明確化。また、**財政計画を取りまとめたことにより、予算執行に当たりWAとの協議もさらに本格化。**

2 改定内容

以下の内容を追加

- ・本大会の成功に向け、世界陸上財団はWAとのサービスレベルの適正化等の協議に臨むこととし、東京都は必要なサポートをする。
- ・大会に関する重要な事項について世界陸上財団及び東京都においても、双方誠実協議の上で対応する。

■決議事項

第4号議案 EOA締結に係る利益相反取引の承認について

第5号議案 EOAの締結について

EOA（Event Organisation Agreement）及びEOAに係る覚書の概要

■概要

- EOAは、東京2025世界陸上に関する、WA（World Athletics）と世界陸上財団、日本陸連との間における権利義務関係や大会要件等基本的な事項を定める契約
- 東京2025世界陸上においては、WAと世界陸上財団及び日本陸連が適切に協議できる仕組みとなるよう、大会に関する重要事項の変更やサービスレベルの適正化に向けた共同評価などを定めたEOAに係る覚書を締結することについてWAと調整し、合意

■契約主体

WA、世界陸上財団、日本陸連

〔EOAの主な内容〕

誠実協議	・ WA、世界陸上財団、日本陸連は大会の企画及び開催にあたり誠実に協力し合う
知的財産権	・ 世界陸上財団及び日本陸連へのプロモーションに関する知的財産権（ロゴ、イベントルック等）の使用許諾
マーケティング権	・ カテゴリーリリース契約の締結 ・ スポンサーの獲得等
契約の解除	・ 世界陸上財団、日本陸連による重要な義務違反や不可抗力などに基づく契約の解除
保険	・ 大会の企画及び運用を補償するため、大会中止保険や第三者損害賠償保険等の加入
運営要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスタジアム、ウォームアップ会場等の提供 ・ 選手等大会関係者への輸送・宿泊、セキュリティ等の提供 ・ 審判・競技用備品等の手配など競技関係にかかる事項 ・ 医療サービスの提供やアンチドーピングの実施 ・ チケット運営業務やプロモーション計画の策定 ・ メディアセンター、記者会見、ミックスゾーン等の運営

〔EOAに係る覚書の主な内容〕

誠実協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ EOAにおける協議事項には、会場の変更その他重要な事項の変更に関する誠実協議を含む ・ イベントの成功及び持続的な開催に向け、サービスレベルについて、当事者間において最適化、合理化の観点から、共同で評価及び協議
知的財産権	・ 日本陸連及び世界陸上財団、又は世界陸上財団が指定する第三者が、契約期間後、レガシー目的において、知的財産権を使用可能にする

第4号議案

EOA締結に係る利益相反取引の承認について

- 理事が利益相反取引をしようとするとき、一般法人法の定めに基づき、理事会の承認を受けなければならないとされている
- 世界陸上財団及び日本陸連の会長である尾縣貢会長が署名を予定しているEOA及びEOAに係る覚書については、外形的に利益相反取引に該当
- そのため、当財団利益相反管理規程第6条第1項に基づき第三者審査委員会において契約の妥当性を審査
同規程第5条各号における諸要素を充足しており、総合的に考慮して本件契約締結は妥当との答申を得ている
- こうしたことを踏まえ、本件について、**尾縣会長を署名者とする日本陸連が契約当事者となるEOAを締結することについて承認を得たい**

【参考】第三者審査委員会における答申結果

財団利益相反管理規程第5条各号における諸要素を充足しており、総合的に考慮して本件契約締結は妥当

- ・EOAは各種権利義務や大会要件を定めており、財団が大会準備及び運営を行うにあたり必要不可欠（規程5条1号）
- ・大会開催が可能になるという点で財団の利益を最大化できる見込み（同2号）
- ・法人として世界陸上の企画・開催を行うもので尾縣貢氏個人が不当に利益を得ているとはいえない（同3号及び5号）
- ・WAは世界陸上の独占的権利を有する者、日本陸連は国内における中央競技団体、財団は世界陸上の実質的な運営を担う団体として、各々独立した立場から契約するものであり、財団の公平性に疑念が生じるとはいえない（同4号）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

第百九十七条（一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用）

第5号議案

EOAの締結について

EOAの締結

東京2025世界陸上に関する、WAと世界陸上財団、日本陸連との間における権利義務関係や大会要件等を定める契約（EOA：Event Organisation Agreement）について締結したい。

覚書の締結

EOAの内容を補足するため、以下の2つの覚書を締結したい。

- ・東京2025世界陸上において適正性を確保した大会準備・運営を進めるため、大会に関する重要事項の変更やサービスレベルの適正化について、WAと世界陸上財団、日本陸連が協議する旨を定めた覚書
- ・フルスタジアムの実現に向け、チケット関連業務に対するWAのアドバイスに係る覚書

カテゴリーリリース契約

東京2025世界陸上のスポンサー販売権を、世陸財団がWAから取得する契約

項目	内容
1 契約相手	・ WA (World Athletics (世界陸連))
2 期間	・ 契約締結日から2026年3月21日まで (東京2025世界陸上終了後6か月後まで)
3 リリースカテゴリー	・ 契約時：最大15カテゴリー、契約後は、随時、WAから承認を得てカテゴリーを交換 ※ カテゴリー：スポンサーが商品・サービスを世界陸上に関連付けて広告宣伝できる製品又はサービス

スポンサー区分

世界陸上のスポンサーシップは、WAスポンサーと東京2025世界陸上スポンサーに区分されている

Worldwide

WAスポンサー

WAパートナー	TDK、ASICS、SEIKO
WAサポーター	Deloitte
WAサプライヤー	Pinsent Masons
WAメディアパートナー	TBS

Regional

東京2025世界陸上スポンサー

東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター

東京2025世界陸上公式サポーター

スポンサーシップ販売方針の策定について

目次

- 1 方針概要
- 2 スポンサーシッププログラム
- 3 スポンサーシップ契約概要

1 方針概要

目的

スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、
東京2025世界陸上の収入確保や、持続可能な大会の開催に貢献するとともに、
企業や人々を東京2025世界陸上に結び付け、
陸上競技やスポーツの楽しさ・素晴らしさ、開催都市東京の魅力を広めていく

協賛金額

東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター

1社あたり3億円以上※

東京2025世界陸上公式サポーター

1社あたり1億円以上※

※公式プリンシパルサポーター/サポーターの2区分について、それぞれ協賛基準額（税抜金額）を設定

2 スポンサーシッププログラム

スポンサーシップ制度

世界陸上のスポンサーシップは、WA（ワールドアスレティックス）スポンサーと東京2025世界陸上スポンサーに区分されている

Worldwide

WAスポンサー

WAパートナー

TDK、ASICS、SEIKO

WAサポーター

Deloitte

WAサプライヤー

Pinsent Masons

WAメディアパートナー

TBS

Regional

東京2025世界陸上スポンサー

東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター

東京2025世界陸上公式サポーター

販売ポリシー

設立時理事会：スポンサー確保では、公募など透明性の高い手法を検討



スポンサーシップ販売方針

- 財団による直接販売
- 公募・入札の実施により透明性の高いオープンで新しい手法を採用
- 1 カテゴリー（業種）1 社
※カテゴリー：スポンサー企業が自社を東京2025世界陸上に関連付けて広告宣伝することができる製品又はサービス
- 公募のうえ、協賛金額による入札を実施（入札額が大きい企業を選定）

販売プロセス

① カテゴリーリリース契約

WAとの間で、カテゴリーリリース契約を締結し、スポンサーシップ販売権利及び販売カテゴリーを取得

② 公募（スポンサーシップの販売）

右記の情報を東京2025世界陸上財団のホームページに掲載

- 販売カテゴリー（製品又はサービス）
- 協賛基準額
- スポンサーの権利

③ 協賛金額の入札方式によりスポンサー候補企業を選定（1カテゴリー1社）

④ 東京2025世界陸上財団と候補企業にて契約書の内容を確認

⑤ WAによる承認ののち、財団理事会による承認を経て決定

⑥ 契約者及び入札参加者数を公表

販売方式

【原則】

- スポンサー権利の行使期間を十分に確保できるよう、協賛基準額の高い**東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター**から販売を開始（1月中に公募開始予定）
- カテゴリーごとに**公募**のうえ、**協賛金額による入札**を実施（入札額が大きい企業を選定）
- スポンサー契約にあたっては、外部有識者も含む財団内の**契約・調達委員会**において、入札前・入札後の状況を確認し、**契約手続きの妥当性・公正性を担保**したうえで、**全件を理事会で決定**

【例外】

- **特別契約（個別契約）に移行**する場合
 - 1) WAからの条件が付された場合（例：WAスポンサー等への権利販売）
 - 2) 入札の結果、応札者がいない場合
- **早期に大会までの調達規模を提示**できるカテゴリーについては、**協賛金額と調達金額を同時に入札**（この場合、スポンサーとなった企業の調達金額を公表）

情報の取扱い

【公表】 契約者、カテゴリー、権利概要、協賛基準額、入札参加者数

- 公正で信頼される、新しい国際スポーツ大会を実現していくため、新たな仕組みとして公募・入札方式を採用するとともに、スポンサーの協賛基準額や、入札における参加者数等を公表し、公平性・透明性を確保していく。

【非公表】 契約金額及び各社入札額並びに契約者以外の参加者

- 契約金額及び各社入札額：協賛金額は、各企業が様々な要素を踏まえた経営戦略に基づき入札する金額であり、公表することによって企業経営に影響を及ぼす恐れがあるため。
- 契約者以外の参加者：入札の結果が明らかになることで、各社の企業イメージ及び経営に影響を及ぼす恐れがあるため。

※ 非公表情報に係る妥当性・公正性の担保

外部有識者も含む財団内の**契約・調達委員会**において、入札前・入札後の状況を確認し、**契約手続きの妥当性・公正性を担保**したうえで、**全件を理事会で決定**

3 スポンサーシップ契約概要

スポンサーシップ契約概要

契約期間	契約締結日～2025年12月21日
領域	日本国内
カテゴリー	契約書において規定 ※原則として1カテゴリー1社
付与権利	詳細後述
対象大会	東京2025世界陸上競技選手権大会（2025年9月13日～9月21日）
協賛金額	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター : 3億円以上 ※ 東京2025世界陸上公式サポーター : 1億円以上 ※

※公式プリンシパルサポーター/サポーターの2区分について、それぞれ協賛基準額（税抜金額）を設定

(1) 東京2025世界陸上に関する呼称使用权

東京2025世界陸上に関する呼称を、契約したカテゴリーの製品・サービスの広告やプロモーションに使用することができる。

- 東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター
- 東京2025世界陸上公式サポーター

※権利を行使する場合は、原則契約カテゴリーの表示が必要

(2) 大会ロゴ（イベントマーク）使用权

東京2025世界陸上の大会ロゴを、契約したカテゴリーの製品・サービスの広告やプロモーションに使用することができる。

- 大会ロゴ（イベント呼称との併記による）
- 複合ロゴ

※大会ロゴガイドラインの規定に従って使用
※商品化に関しては、別途ライセンス契約の締結が必要

例 WAパートナーの複合ロゴ▶



(3) ビデオスクリーンへの広告出稿権

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

各セッションの前後に表示される最大30秒の広告枠に、スポンサーの広告を出稿することができる。

(4) 大会公式ホームページへのロゴ・リンク掲載権

東京2025世界陸上大会公式ホームページにスポンサーのロゴとリンクを掲載することができる。

(5) 公式印刷物への広告・ロゴ掲出権

公式プログラム等の公式印刷物へスポンサーの広告やロゴを掲出することができる。

① 公式プログラム

- カラー広告
- 他のスポンサーとの複合ページ上のロゴ掲出

※環境に配慮し電子化の方向

② その他公式印刷物（ポスター等）

- 他のスポンサーとの複合ページ上のロゴ掲出

※ロゴの大きさは、WORLD ATHLETICSパートナーの2/3



(6) 競技会場等における企業ロゴ掲出権

競技会場等における広告ボードにスポンサーのロゴを掲出することができる。

① メインスタジアム

- トラック外周LEDボード
- ゴール直線上での共同掲示



©Getty Images for World Athletics



©Getty Images for World Athletics

② ウォームアップエリア

- 静止ボード (6m×1m)

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

③ マラソン・競歩コース沿道

- 静止ボード (6m×1m)

④ スタンディングコンポジットタワー

※ロゴの大きさは、WORLD ATHLETICSパートナーの2/3



(7) 東京2025世界陸上競技チケット

東京2025世界陸上の競技チケットを無償で取得することができる。

○VVIPチケット

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

○VIPチケット

※セッションによっては、希望に添えない可能性あり
※VVIP/VIPアクセディションがチケットの機能を兼ねる場合は、
アクセディションのみの提供



※イメージ

(8) チケット購入オプション

空席状況により、公式販売開始前に、チケットを購入することができる。

※セッションによっては、希望に添えない可能性あり

(9) アクレディテーション受領権

アクレディテーションを受領することができる。

VVIP/VIPアクレディテーション

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

業務用アクレディテーション

(10) 駐車許可証受領権

駐車許可証を受領することができる。

VIP駐車許可証

※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

業務用駐車許可証

(11) 大会公式交通システムへのアクセス権

アクレディテーション保有者が、大会会場からホテルまでの往復において、無料の送迎システムを使用することができる。

(12) VIPホスピタリティスペースの取得オプション(提供される場合)※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

WAパートナー申込後に空きがあった場合、他のローカルスポンサーと共用で、VIPホスピタリティスペースを使用することができる。

(13) 公式社交行事への参加権

大会期間中に開催される公式社交行事がある場合、空き状況に応じて参加することができる。

(14) 公式社交行事の開催権 ※東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターのみ

スポンサーの費用負担で社交行事を開催することができる。

(15) 記者会見の開催・出席権

東京2025世界陸上に関連する独自の記者会見を開催する権利、及び、公式記者会見に出席する権利がある。

(16) メディアセンターでの企業情報の配布権

メディアセンターにおいて、契約したカテゴリーの製品・サービスに関する資料や企業情報等を頒布することができる。

(17) プレミアム (※) の配布権

プレミアムを配布することができる。

※プレミアムガイドラインの規定に従って配布

※プレミアムの配布には事前の承認が必要

※プレミアムとは？

販売を目的とせず、広告やプロモーション等のために無償で配布されるアイテム

(18) 商品のデモンストレーション、展示、サンプリングの権利

競技会場において、契約したカテゴリーの製品・サービスに関するデモンストレーション、展示、サンプリングを行うことができる。

※関連するガイドラインの規定に従って実施

(19) ギフトの配布権

アスリート、チーム、ゲスト、報道関係者等に対して、スポンサーブランドの名称／ロゴが入ったギフトを1点配布することができる。

例 ブダペスト2023世界陸上のギフト▶



(20) 供給優先権

- 東京2025世界陸上財団がスポンサーシップ・カテゴリーに該当する製品／サービスを必要とする場合、スポンサーから製品／サービスの提供を受ける（供給にかかる優先権）。
- ただし、スポンサーが納期、仕様、価格において東京2025世界陸上財団の求める水準を満たすことができない場合、東京2025世界陸上財団は第三者から当該製品/サービスを使用することができる。この場合、当該第三者のブランドは、削除またはカバーされるとともに、当該第三者は、当該商品に関してイベントマークを使用することができないものとする。

《趣旨》

スポンサーシップの販売における透明性・公正性を担保するために、当法人の役員及び職員（以下、「役職員」という。）が、スポンサーシップの販売先となり得る企業（以下、「スポンサー候補企業」という。）を募集する際のスポンサー候補企業との接触にあたって遵守すべき事項を定める。

《概要》

<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当法人の役職員がスポンサー候補企業と個別に接触できるのは、正当な目的及び必要性があり、スポンサー候補企業間の公正な競争を阻害しないと認められる場合に限る。 私的利益のためのスポンサー候補企業との接触、不当な差別的取扱いを禁止する。
<p>スポンサー候補企業への対応</p>	<p>対応職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 接触できる役職員を限定する（事務総長、事務次長、業務室長、業務開発部長、業務開発課所属職員及びその他事務総長が指名する者）。 スポンサー候補企業に接触する際は、事務総長に対し事前に報告する。 <p>説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 全社共通のものとし、公知の情報及び当法人の理事会に付議した情報の範囲内とする。 特定のカテゴリーのスポンサーシップ販売にかかる要件が公表された後は、全社共通資料に当該カテゴリー業種に特化した内容を追加することができる。その場合、入札の参加にあたって、各候補企業間に情報の差が生じないようにする。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指針に定めのない事項については、「一般財団法人東京2025世界陸上財団利害関係者との接触に関する指針」に従って対応する。

「趣旨」

- ・ 契約・調達案件を含め、今後一層企業等との接触が増加していくことを踏まえ、事業者との接触に係るルールを定め、接触状況等を把握し管理する仕組みを整備
- ・ 当法人の役職員が、個々の役職員の職務に利害関係を有する団体及び個人と接触するに当たって遵守すべき事項等を規定する指針を策定

「主な事項」

<p>利害関係者との接触についての 原則・禁止事項</p>	<p>役職員は、利害関係者との間で…次に掲げる行為…をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会食（パーティーを含む。）をすること ・ 遊技、スポーツ又は旅行をすること ・ 供応接待を受けること ・ その他一切の利益や便益の供与を受けること（社会一般の接遇又は儀礼として容認されるものを除く。） 等
<p>遵守事項の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員は、職務上利害関係者と接触する場合には…原則として、複数の役職員で対応するとともに、接触の日時や内容等を記載した記録を作成し、保管すること。 ・ 役職員は、やむを得ず単独で…接触する場合には、…事前及び事後の報告をすること。（中略） 電子メールにより…接触する場合、決裁権限者…の電子メールアドレスをCCとして設定すること。 ・ 役職員は…他の職員と利害関係者の接触の状況について把握するよう努め、相互に監督すること。 等

「決裁権限者の承認」

- ・ 役職員は原則・禁止事項について職務上の必要性が認められる場合等、決裁権限者（会長・所属長）の承認を得た上で行う。